

## 岡山市緊急通報システム事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与し又は給付することにより、日常生活における不安感の解消と、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための岡山市緊急通報システム事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (運営)

第2条 この事業は、地域ボランティア等の協力の下に保健福祉局及び消防局が互いに密接な連携を図りながら、運営するものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者で、その居宅に電話が設置されているものとする。なお、対象者の居宅の電話回線はN T Tのアナログ回線を原則とするが、それ以外の回線でも緊急通報装置が正常に作動することが確認できた場合は、事業の対象とすることができる。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び60歳以上65歳未満のひとり暮らし高齢者で病弱な者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等（身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害部位及び程度が上肢、下肢、体幹機能障害2級以上又は心臓機能障害3級以上であるものをいう。以下同じ。）
- (3) おおむね65歳以上の者のみの世帯に属する寝たきり又は病弱な者
- (4) 重度身体障害者等のみの世帯に属する者
- (5) 重度身体障害者等とおおむね65歳以上の病弱な高齢者のみの世帯に属する者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

### (協力員)

第4条 この事業の運営に当たっては、ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民（「近隣」とは原則緊急通報システムの利用を希望する者と同じ小学校区内とする。）のボランティア等（以下「協力員」という。）の協力を得るものとする。

2 協力員は、主として次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 通報者の安否等の状況確認とセンターへの報告
- (2) 利用者宅の鍵の保管・管理と緊急時の開錠、施錠等
- (3) 非常時の親族、民生委員その他関係者への連絡
- (4) その他緊急通報時に必要な処理事項

### (申請)

第5条 緊急通報システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（様式第1号）に緊急通報時器物破損等承諾書（様式第2号）を添付し、市長に申請しなければならない。

2 第3条第1号、第3号及び第5号に掲げる者で、病弱なものに該当するものは、医師の診断書（様式第3号）を添付しなければならない。

3 利用希望者が借家等に居住している場合は、第1項に定めるもののほか家屋所有者緊急通報システム機器設置等承諾書（様式第4号）を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用希望者が市営住宅に居住している場合は、第1項に定めるもののほか緊急通報システム機器設置等承諾申請書（様式第4号の2）に係る結果の通知を添付しなければならない。

5 利用希望者の居宅の電話回線がN T Tアナログ回線以外の場合は、第1項に定めるもののほか緊急通報装置利用にかかる承諾書（様式第5号）を添付しなければならない。

### (承認及び不承認の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、第3条の資格要件等を審査し、利用の承認又は不承認

を決定するものとする。

2 市長は、利用の承認又は不承認の決定をしたときは、緊急通報システム利用承認（不承認）通知書（様式第5-6号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、承認の場合は業者に対し、緊急通報装置給付券（様式第7号）を送付するものとする。

4 承認に関する申請に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は1月とする。

（緊急通報システム機器の設置）

第7条 市長は、前条の規定により利用承認した者（以下「利用者」という。）に対し、緊急通報システム機器（以下「機器」という。）を貸与し、又は給付する。

2 機器の貸与又は給付の区分は、次のとおりとする。

(1) 貸与 利用者が別表のA及びBの階層区分に該当する場合

(2) 給付 利用者が別表のCからGまでの階層区分に該当する場合

3 機器の貸与を受ける者は、あらかじめ市と緊急通報装置貸与契約書（様式第7号の2）により契約を締結しなければならない

（費用負担）

第8条 利用者は、別表の基準により機器の設置に要する費用を負担しなければならない。

2 利用者は、機器の給付を受けるときは、前項により負担することとされた額を、原則として、機器設置日に業者に直接支払うものとする。

3 機器の維持保守に要する費用は、貸与機器の場合は市の負担とし、給付機器の場合は利用者の負担とする。

（業者の費用の請求）

第9条 市が給付する機器を設置した業者が、費用を請求しようとするときは、請求書に「緊急通報装置給付券」を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとし、その金額は「緊急通報装置給付券」の公費負担額とする。

（緊急通報システム機器の管理）

第10条 貸与を受けた利用者は、機器を善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、当該機器を譲渡し、交換し、又は転貸してはならない。

2 利用者の過失による紛失、故障、破損等については、利用者が弁償するものとする。

（申請事項の変更等の届出）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム現状変更届（様式第7-8号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 非常時連絡先を変更したとき。

(3) 協力員を変更したとき。

(4) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(5) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。

(6) 機器の現状を変更しようとするとき。

（緊急通報システム機器の返還等）

第12条 市長は、機器の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに貸与機器を返還させるものとする。

(1) 第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は転出したとき。

- (3) 虚偽の申請によって機器の設置を受けたとき。
- (4) 辞退の申出があったとき。
- (5) その他市長が緊急通報システムの利用が適当でないとしたとき。

2 前項第3号に該当する場合の費用は、利用者に負担させることができる。

(協力員の確保及び届出)

第13条 利用者は、原則として3人以上の協力員を確保しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協力員を緊急通報協力員登録書(様式第8-9号)により届け出させるものとする。

3 市長は、前項の届出があった者を直ちに協力員とする必要がない場合には、その者を予備協力員として登録しておくことができる。

(協定の締結)

第14条 この事業の運営に当たり保健福祉局と消防局とは、必要な事項について協定を締結するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱の施行の際現に機器の貸与を受けている者については、この要綱の相当規定により貸与を受けたものとみなす。

## 別表（第7条，第8条関係）

## 費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	50,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全額

備考 この表における所得税については，7月から12月までにあつては前年の所得税，1月から6月までにあつては前々年の所得税をいう。



## 緊急通報時器物破損等承諾書

年 月 日

岡山市長 様

利用希望者

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

緊急時の救助活動のためやむを得ない場合に、ドア等の器物を破損し建物の一部を破壊されてもこれに対し一切異議は申しません。

また、これに伴う損害については全て私の責任において負担し、市及び関係者には一切迷惑をかけないことを誓約します。

# 診 断 書

氏名		男・女	生年月日	M T S	年	月	日生 ( 歳)
住 所	岡山市						
病 名				発 病 年 月 日			
				昭和・平成 年 月 日			
				昭和・平成 年 月 日			
				昭和・平成 年 月 日			
既往症							
経 過 及び 現 症							
医師意見	治療中の病気から判断される必要度 (該当する項目の番号に○印をしてください。) 1. 早急に必要である。 2. できればある方がよい。 3. 今のところ必要ない。						
備 考							
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関 所在地 名 称 医師氏名							
対象者	(1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、及び 60 歳以上 65 歳未満のひとり暮らし高齢者で病弱な者 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者 (上肢, 下肢, 体幹又は心臓機能に障害のあるもの。以下同じ。) (3) おおむね 65 歳以上の者のみの世帯に属する寝たきり又は病弱な者 (4) 重度身体障害者のみの世帯に属する者 (5) 重度身体障害者とおおむね 65 歳以上の病弱な高齢者のみの世帯に属する者						

(注) 診断書に関することで不明な点があれば関係医師会にお問い合わせ下さい。

家屋所有者 緊急通報システム機器  
設置等承諾書

様

あなたが、私所有の家屋へ岡山市の緊急通報システム機器を設置することを承諾します。

また、緊急時の救助活動のためやむを得ない場合、原状回復を前提として、ドア等の器物を破損し、建物の一部を破壊されても異議は申し立てません。

年 月 日

(所有者)

住所

氏名

(署名又は記名押印)

## 緊急通報システム機器設置等承諾申請書

年 月 日

住 宅 課 長 様

申 請 者

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

私は、\_\_\_\_\_市営住宅に居住するものでありますが、このたび緊急通報システム装置の設置を福祉事務所に申請いたしました。つきましては、必要書類として家屋所有者の緊急通報システム機器設置等承諾書が必要でありますので、承諾していただけるよう申請いたします。

なお、緊急時の救急活動のためやむを得ない理由により、ドア等の器物を破損し建物の一部を破壊された場合には、これに伴う損害について、住宅管理者の指示に従い全て私の責任において原状回復し、住宅管理者には一切迷惑をかけないことを誓約します。

以上のとおり、市営住宅入居者より緊急通報システム設置の設置申請を受付しております。

つきましては、緊急通報システムの設置の承諾についてよろしくお取り計らいください。

岡山市

福祉事務所

担当

## 緊急通報装置利用にかかる承諾書

岡山市長                    様

私は、緊急通報装置について、NTTアナログ回線での利用が前提となっており、NTTアナログ回線以外の電話回線を使用していることにより、緊急通報システムに不具合が生じる可能性がある旨の説明を受け、その注意事項・留意事項について理解しました。

NTTアナログ電話回線以外の電話回線で緊急通報装置を利用する場合には、以下の1～3項について承諾します。また、このことにより損害が生じても、岡山市及び設置業者に賠償責任を問いません。

1. 電話回線事業者の設備及び配線網の不具合により、緊急通報等が出来ない場合や遅れる場合があること。
2. IP電話等で使用している自宅内のモデム・ルーター等の通信中継装置の停電、故障などで通信不具合が発生し、緊急通報等が出来ない場合があること。
3. 警備会社等の警報機器が既に設置されており、それと併用して接続した場合、電話音声に雑音が入ることや、警報機器に不具合が生じる場合があること。

年            月            日

利用者 住所

氏名

---

※岡山市記入欄

端末ID (                    )

第 号  
年 月 日

緊急通報システム利用承認 (不承認) 通知書 (利用者用)

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあった緊急通報システムの利用について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

電 話 番 号	( )				
(貸与・給付)番号	第 号				
機器設置予定年月日	年 月 日 頃				
価 格	円	利用者 負担額	円	公 費 負担額	円

\* 利用者負担額は、機器の設置日に直接業者に支払ってください。

2. 不承認

理 由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 緊急通報装置給付券

貸与 番号 給付	第 号	給付券発行 年 月 日	年 月 日
利用者氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
住 所	岡山市 (電話) ( ) —		
貸与又は給付装置	価 格	利用者負担額	公費負担額
緊急通報装置一式	円	円	円
納入業者名		納入業者 の 住 所	
この券の 有効期限	業者の公費支払い請求期限		年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 岡山市長 印			
業者の納付した日	利用者から受領した額	受領業者名及び受領年月日	
年 月 日	円	年 月 日	
装置受領者 氏名 (署名又は記名押印)	検収者	職 名	
		氏 名	
そ の 他 特 記 事 項			ペンダント(ID)コード

## 緊急通報装置貸与契約書

岡山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、岡山市緊急通報システム実施要綱に基づく緊急通報装置設置事業として、甲が所有する緊急通報装置( IDコード )の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は乙に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活における不安感の解消と、急病、災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、乙を借受人と定め、緊急通報装置1台(ID コード )を無償で貸与する。

(管理)

第2条 乙は、貸与された緊急通報装置(以下「貸付物件」という。)を常に善良なる注意義務をもって維持管理するものとし、貸付物件を譲渡し、転貸し、又は担保に供する等貸与の目的以外に使用してはならない。

2 乙は、乙の過失により、貸付物件を紛失し、故障させ、又は破損させた場合は自己の費用で貸付物件を修理し、又は貸付物件と同等の機能を有する機器弁償しなければならない。

3 甲は、貸付物件の故障、電池の消耗その他の一切の事由による貸付物件の機能不良により乙に損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(契約の期間)

第3条 この契約の有効期間 から 年3月31日までとし、期間満了日までに甲又は乙から何らの申出もない場合は、引き続き1年間更新するものとする。その後の期間満了のときも、また同様とする。

(契約の解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 岡山市緊急通報システム事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 虚偽の申請によって貸付物件の貸付けを受けたとき。
- (4) この契約に違反したとき。
- (5) 故意に繰り返し虚偽の通報をしたとき。
- (6) その他市長が緊急通報システムの利用が適当でないと認めたとき。

2 乙が死亡したとき、又は要綱第11条の規定による辞退の届出があったときは、この契約は何らの手続も要せず、当然に終了するものとする。

3 前2項の規定により、この契約が終了したときは、乙(乙が死亡した場合にあっては乙の相続人)は、貸付物件を速やかに甲に返還しなければならない。

(報告の義務)

第5条 乙は、転居等異動が生じたとき、又は貸付物件の一部若しくは全部を毀損若しくは滅失したときは、甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の期間中において、貸付物件の使用管理等の状況について、その職員をして随時実地に調査させ、又は乙に対し報告を求めることができる。

第7条 乙は、前条の実地調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 貸与者 岡山市大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長

乙 借受人住所  
氏名



## 緊急通報協力員登録書

年 月 日

岡山市長 様

私は、岡山市が実施する緊急通報システムの利用者 \_\_\_\_\_ 様の緊急通報協力員として下記により登録し協力をします。

フリガナ 氏名 <small>(署名又は記名押印)</small>		男 ・ 女	生年 月日	明治・大正・昭和  年 月 日( 歳)
住所	岡山市 _____ 丁目 (電話) ( ) -			
利用者との関係	1. 知人 2. 隣人 3. 民生委員 4. 親族( ) 5. その他( )			
対応 時間	1. 0時00分~24時 (常時対応可)	鍵の有無		
	2. 時~時 (昼間のみ)			
	3. 時~時 (夜間のみ)	無		
	4. 時~時 (その他)			

(連絡事項) 協力員として協力するに当たって、何かご要望がありましたらお書きください。

-----  
-----  
-----